

●香川県監査委員公表第5号

平成24年2月20日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年3月30日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

第1 監査の請求

1 請求人

坂出市 細川 雅生

2 請求書の提出

平成24年2月21日（請求書の日付は、同月20日）

3 請求の内容

別紙事実証明書（香川県議会坂出・宇多津選挙区選出議員の県政報告（平成24年2月号））の「精神科救急を崩壊から守れ！」の記載により、県健康福祉部長（以下、「部長」）は、厳しい財政状況で県が様々な経費の削減に努めているなか、税金の無駄遣いを計画しているのである。

平成23年10月24日の県議会決算特別委員会で、部長は、県議の、精神科救急医療システムの輪番制に参加している精神科病院の運営費（以下、「運営費」）は他県に比べて低いので改善してほしいとの発言に、同24年度の運営費は、「精神科救急医療システム連絡調整委員会（以下、「連絡調整委員会」）」で検討させ値上げしたいと答弁した。

しかし、別紙事実証明書の「精神科救急医療の現状と課題」の知事答弁により、連絡調整委員会は当事者の精神科病院で構成する委員会である。公金の支出であるから、本県の実態に即した適正な運営費の検討を行う必要があるのに、部長は違法又は不当にも、運営費を貰う側の連絡調整委員会で値上げ額を検討させるとしたのである。

本件事実により、県が同24年度に地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法又は不当な運営費を支出するのは確実であり、本件、住民監査請求は、県の損害を防止するため、同24年度運営費について、事前の支出防止（当該公金支出行為の差し止め）を求めるものである。

よって、本件請求人は香川県監査委員が、上記の違法又は不当な公金支出を差し止めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求めるものである。

（別紙事実証明書省略）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成24年2月28日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成24年度精神科救急医療システムに係る運営費単価の決定過程が違法又は不当であり、改定後の同運営費支出が違法又は不当な公金支出に該当し、支出の防止が必要か否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

健康福祉部

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年3月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査して、次の事項を確認した。

(1) 精神科救急医療システムについて

精神科救急医療システムは、厚生労働省が定めた「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に基づき、夜間において緊急な医療を必要とする精神障害者のための精神科救急医療体制を確保し、もって精神障害者が安心して地域で日常生活を送れるよう支援することを目的として県が実施する事業である。具体的には、病院群輪番制による受入態勢の整備、入院を必要とする場合のための空床確保等を県が各精神科救急医療施設に委託して行うものである。県が同実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働省が定めた「精神保健費等国庫負担（補助）交付要綱」に基づいて、国庫補助を受けており、同交付要綱において夜間の運営費単価の国の基準額（平成23年度は21,030円／日。平成24年度は25,300円／日）が示されている。

(2) 香川県における精神科救急医療の状況について

香川県では、精神科救急医療について、平成16年7月から、夜間（17時から翌8時30分）に精神疾患の疑いがあり緊急な医療を必要とする者に対して、大川高松救急医療圏と中讃三豊救急医療圏における病院群輪番制により対応することとし、精神科救急医療施設として指定した13か所の精神科病院が交替で対応している。

また、処遇が困難な患者や輪番病院で対応できなかった患者の最終的な受入れを精神科救急拠点病院（県立丸亀病院）で行っており、平成23年度における県の夜間の運営費単価は、12,600円／日となっている。

(3) 香川県精神科救急医療システム連絡調整委員会について

香川県精神科救急医療システム連絡調整委員会は、「香川県精神科救急医療システム連絡調整委員会設置要綱」に基づき、「県立丸亀病院院長」、「県精神保健福祉センター所長」、「県病院局県立病院課長」、「県健康福祉部障害福祉課長」及び「精神科医療関係者、精神保健福祉関係者等のうちから知事が委嘱した者」で構成されており、平成23年度の委員数は12人である。

また、委員会の所管事項は、「①救急医療システムの運営に関すること」、「②救急医療システムのあり方に関すること」及び「③その他救急医療システム実施上必要な事項に関すること」となっている。

(4) 平成24年度精神科救急医療システムに係る運営費単価について

県の支出は、地方自治法第210条で「一会计年度における一切の収入及び支出は、すべてこ

れを歳入歳出予算に編入しなければならない。」、同法第211条第1項で「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。」と定められており、知事は、精神科救急医療システムに係る改定後の夜間の運営費単価（25,300円／日）を含む平成24年度予算案を平成24年2月県議会に提案し、同年3月19日に可決成立したところである。

なお、平成24年度からは休日における輪番制も確保することとしている。

2 監査委員の判断

請求人は、「本件支出は、地方公共団体は地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の負担に属する経費を支弁するとする地方自治法第232条第1項、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする地方自治法第2条第14項及び地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の各規定に違反するもの」と主張している。しかし、これらの規定は、いずれも地方公共団体や地方財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、これらの規定に基づく裁量行為については広く裁量の幅があるものと解され、その裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると考えられる。

本件精神科救急医療システムについては、厚生労働省が定めた「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に基づいて、夜間に緊急な医療を必要とする精神障害者に対し、迅速かつ適切な医療サービスを提供する体制を整備することを目的として設けられたものである。

平成23年度における同システムの夜間の運営費単価については、他都道府県の状況等を県が調査した結果、香川県の単価は全都道府県中最も低い額であり、病院群輪番制を実施している都道府県の9割以上が国の補助基準額以上の単価であること、精神科救急医療施設である精神科病院からも改定の要望があったこと等から、県で総合的に検討した結果、運営費単価を改定することとして平成24年度予算案が調製されたものと認められた。

また、予算案の調製提出権は知事にあり、その議決権は県議会にあるもので、適正な手続により平成24年度予算が可決成立したことが認められた。

さらに、香川県精神科救急医療システム連絡調整委員会で協議して運営費単価を定めた事実や運営費単価を決定できる権限もなく、県として国の基準額と同額で平成24年度予算調製する方針を決定し、あらかじめ参考として意見を聞くためにその方針を同委員会で報告したことが確認された。

以上のことから、香川県が精神科救急医療システムの夜間の運営費単価を国の基準額と同額に改定したとしても、その裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものであるとは認められないとともに、その決定手続についても違法性又は不当性が認められない。したがって、地方自治法第232条第1項並びに地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反し、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものとは認められず、監査委員が、上記の違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して、支出の防止を求めるほか、必要な措置を講ずるよう知事に対して勧告することを求めるという請求人の主張には理由がないものと判断する。